

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第1項に基づき、下記のとおり理事を選任する。

区分	氏名	就任年月日
理事	築田真由美 (東京都産業労働局観光部長)	令和3年5月1日

(任期) 令和3年5月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の
終結の時まで

(理由) 東京都人事異動に伴い松本理事から辞任届が提出されたため、後任
の理事を選任する。

(2) 監事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第2項に基づき、下記のとおり監事を選任する。

区分	氏名	就任年月日
監事	池野大介 (東京都八丈支庁長) (東京都4支庁長会幹事支庁長)	令和3年5月1日

(任期) 令和3年5月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の
終結の時まで

(理由) 東京都4支庁長会幹事支庁長の変更に伴い山田監事から辞任届が提
出されたため、後任の監事を選任する。

(3) 評議員の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第12条第1項、定款施行細則第3条の規定に基づき、下記のとおり評議員を選任する。

区分	氏名	就任年月日
評議員	村田拓也 (東京都港湾局離島港湾部長)	令和3年5月1日
評議員	山田則人 (東京都産業労働局農林水産部長)	令和3年5月1日

(任期) 令和3年5月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の
終結の時まで

(理由) 東京都人事異動に伴い片寄評議員及び上林山評議員から辞任届が提出されたため、後任の評議員を選任する。

(4) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は、
令和3年4月30日とすること。

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、この議事録を作成した。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長(代表理事) 青沼邦和

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和3年4月30日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、この議事録を作成した。

令和3年 ~~7~~ 月 30 日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成者

理事長(代表理事) 青沼邦和